

小さな火 山に捨てると 大きな火

山火事は貴重な森林を一瞬のうちに焼失させる災害で、しかもその多くは人間の不注意による「人災」といえます。

森林はきれいな空気を生み出し、水を蓄え、山崩れなどを防いでくれる緑の宝です。さつま町の豊かな森林を子や孫に残していくために、一人ひとりが防火を心がけ、山火事防止にご協力をお願いいたします。

し よ う ぼ う の 広 場

火災、救急、
救助は・・・

119

◆このへらで発生している？

11月末現在、さつま町では5件の山火事が発生し、12アールの貴重な森林が焼失しています。また出火原因は、「たき火」が4件、「たばこ」が1件とまさに人間の不注意です。



◆ここが怖い！ 山火事の恐怖

山火事が怖い点は・・・火の粉が飛び散り、同時にあらゆるところへ延焼してしまふ。
落ち葉など非常に燃えやすい物が密着しているため、延焼していく速度が速い。

入り組んだ地形や立ち並ぶ木々により、消火活動が困難でまた水利も乏しく消火に時間がかかる。などがあげられ、そのいずれも大火災につながる要素となります。



◆どうすれば防げる？

「山火事は人災である」ことを肝に銘じ、一人ひとりが次の点に注意しましょう。

枯草など燃えやすい物がある場所ではたき火をしない。
たき火や火入れをするときは周囲にも知らせ、一人ではない。(火入れは、役場で必ず許可を受けてください。)
風が強いとき、空気が乾燥しているときは、たき火や火入れはしない。
たばこは完全に消し、投げ捨ては絶対にしない。
火遊びは絶対にさせない。

◆ゴミの屋外焼却は原則禁止!!

現在、ゴミなどを屋外で焼却することは原則として禁止されています。

ただし、農林業作業時にでる枯草や、剪定した果樹の枝などは焼却が認められるなど例外もありますので、詳しくは消防署予防係または役場環境係へお問い合わせください。

- ・消防署予防係
☎ 0119
- ・役場環境課環境係
☎ 1111 内線 2127

◆ご存知ですか？

住宅用火災警報器の義務化

住宅火災での逃げ遅れによる死者をなくすために、一般の住宅にも住宅用火災警報器の設置が次のように義務化されます。

平成18年6月1日以降に新築する建物は、建築時に設置する義務があります。

すでに建築済みの建物は、平成23年5月31日までに設置しておく義務があります。

詳しくは、町のホームページの中にある各課の情報(消防本部)でもご覧になれます。

消防一口メモ

「もち」の事故 こうやって防ぐ

あけましておめでとうございませう。今年も「しょうぼうの広場」をよろしくお願ひいたします。
さてお正月に欠かせない食材といえば「もち」ですが、毎年のように窒息事故が起こっています。そこで次のことに注意しましょう。
食べやすい大きさに切ってから食べる。
食べる前にお茶などで喉をうるおす。
落ち着いてゆっくり食べる。

11月の救急・火災情報



救 急

◆出動件数	75件
◆運んだ人	74人
◆内 訳	
急 病	39件 38人
交通事故	11件 11人
その他	25件 25人

火 災

◆出動件数	2件
◆内 訳	
内 建 物	1件 1件
林 野	1件 1件